

甲第35号証の1

東京地方裁判所平成12年(ワ)第8985号で提出した文書提出命令申立書(1)

平成12年(ワ)八九八五号損害賠償請求事件	文書提出命令申立書(二)	原告 高野邦夫	被告 東京都	平成12年六月六日	右原告 高野邦夫 	東京地方裁判所 民事第二五部乙13係 御中	申立の内容	原告主張事実立証のため左記文書の所持人たる東京地方検察庁交通部に対し同文書の提出を命じられたく申立をします。	一 証すべき事実 原告主張事実のうち証拠偽造に東京地方検察庁の検察官等の公務員の関与があった事。	二 文書の表示 平成五年一月二十九日原告が面談した検察官の指示に従い告訴状に添付した本件に関わる三通の診断書。	三 文書の趣旨 初診の松田病院作成の診断書(御乗客の分も含め三通)の再発行されたものと原告の転院先の田中医院の診断書一通。	四 文書所持者の住所氏名 東京都千代田区霞が関一丁目一番一号 東京地方検察庁交通部	五 文書提出義務の原因 当該文書が原告の利益のため作成されたものであるから民事訴訟法第二〇条三号に該当する。よって東京地方検察庁交通部は右文書の提出の義務がある。	以上
-----------------------	--------------	---------	--------	-----------	--	-----------------------	-------	--	--	---	---	---	---	----

控

コウゴ
802-144-208

東京地方裁判所平成12年(ワ)第8985号で提出した文書提出命令申立書(2)

平成12年(ワ)八九八五号損害賠償請求事件
 文書提出命令申立書(一)
 原告 高野邦夫
 被告 東京都
 平成12年六月六日
 右原告 高野邦夫 
 東京地方裁判所民事第二五部乙1B係 御中
 申立の内容
 原告主張事実立証のため左記文書の所持人たる被告に
 対し同文書の提出を命じられたく申立をします。
 一 証すべき事実 原告主張事実のうち 証拠偽造の事
 実。
 地方検察庁の検察官等の公務員の関与があった事。
 二 文書の表示 平成五年一月二十九日原告が面談した検察
 官の指示に従い、告訴状に添付した本件に関する三通の
 診断書。
 三 文書の趣旨 初診の松田病院作成の診断書(御乗客
 の分も含め三通)の再発行されたものと原告の転院先の田
 中医院の診断書一通。
 四 文書所持者の住所氏名 東京都千代田区霞が関一
 丁目一番一号 東京地方検察庁交通部
 五 文書提出義務の原因 当該文書が原告の利益のた
 め作成されたものであるから民事訴訟法第二〇条三号に該
 当する。よって東京地方検察庁交通部は右文書の提出の
 義務がある。

以上

コ7230 941-208

控